

指定小規模多機能型居宅介護
〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕
事業運営規程

株式会社 楓

(事業の目的)

第1条 株式会社楓が設置運営する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）において、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護（以下「介護サービス」という。）及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護予防サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護サービスの提供にあつては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。介護予防サービスの提供にあつては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 8 前7項のほか、「福岡県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成25年1月30日条例（第3条-第10条）、「福岡県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（第11条-第14条）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う2事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

	名 称	所 在 地
1	小規模多機能ケア悠ホーム	福岡県久留米市安武町安武本2927-5
2	小規模多機能ケアいずみ	福岡県福岡市城南区七隈2-7-41

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務あり）
管理者は、従業員の管理及び介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名（兼務あり）
計画作成担当者は、適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 9名以上(常勤及び非常勤の人員)
介護従業者は、登録者の居宅を訪問し、また事業所においては通い及び宿泊利用者に対し介護サービスを提供する。
- (4) 看護従事者 1名以上名(常勤)
看護職員は、かかりつけ医と利用者に対し必要な看護を行う。
(注) 職員の員数は、重要事項説明書の従業者欄に記入した通り。

(登録定員)

第5条 事業所の登録定員は、29人とする。

- 2 事業所の通いサービスならびに宿泊サービスの利用定員は以下のとおりとする。

	事業所	利用定員
1	小規模多機能ケア悠ホーム	通いサービス18人、宿泊サービス7人、訪問サービス
2	小規模多機能ケアいずみ	通いサービス15人、宿泊サービス7人、訪問サービス

(介護内容)

第6条 事業所で行う介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助、日常生活上の介助
- (2) 日常生活の中での機能訓練
- (3) 随時の訪問介護
- (4) 相談・援助等

(健康管理)

第7条 従業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 4 計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。
- 3 次にあげる利用料金の額については、重要事項説明書に記載する利用料金等を徴収する。
宿泊代、食事の提供に要する費用、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用の内、利用者が負担することが適当と認められる実費について徴収する。
- 4 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 介護サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者その家族に対し、事前に文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

- (1) 小規模多機能ケア悠ホームにおいては、久留米市全域
- (2) 小規模多機能ケアいずみにおいては、福岡市（生活圏域：城南区全域、早良区東南部）
 - 2 ただし送迎の都合等において、また利用者の体力を鑑み困難と思われる場合、双方の協議により決定する場合もある。

(営業日及び営業時間)

第11条 営業日は365日、営業時間は24時間対応とする。

(利用に当たっての留意事項)

第12条 小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護の対象者(以下「対象者」という。)は、要支援者または、要介護者であって認知症やそれに伴う障害によって何等かの介護が必要な状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害の恐れがないこと
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
 - 2 利用開始後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった時は登録解除の場合がある。
 - 3 登録解除に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し連携を保つことで、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行う。

(衛生管理)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（SNS等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、介護サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市行政、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に対し、年1回周知するため内部研修を行ない、年2回（自治体が指定する水災害エリアにおいては年3回）、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(損害賠償)

第16条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

- 第17条 事業所は、介護サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、提供した介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市行政が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該行政からの質問若しくは照会に応じ、及び行政が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、これに従い必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、これに従い必要な改善を行う。

(個人情報保護)

- 第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備する
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の任命する
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市に通報する。

(身体拘束)

- 第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 介護職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

(地域との連携等)

- 第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市の地域包括支援センターの職員、介護サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第23条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(注) 本条は、令和9年3月31日まで努力義務とする経過措置が設けられています。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。
 - 5 事業所は、介護サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から最低2年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社楓と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より実施する。

平成29年2月1日、平成30年4月1日 変更

令和1年10月1日、令和3年4月1日 変更

令和5年6月1日、令和6年4月1日 変更

この規程は、令和5年2月1日から施工する。

第09条 利用料金等 食材費1500円/日(変更)

第13条 衛生管理・19条虐待防止(追記)

この規程は、令和6年1月31日から施工する。

第21条 地域との連携、第22条 業務継続策定、第20条身体拘束(追記)

この規程は、令和7年4月1日から施工する。

第2条 運営の方針(5・6項 字句修正)

第3条 事業所の名称等(条項追加)

第8条 介護計画の作成(条項追加)

第9条 利用料金等(3項 字句修正、重要事項記載明記)

第13条 衛生管理(条項追加)

第19条 虐待防止に関する事項(条文字句修正)

第20条 身体拘束(条文追加)

第22条 業務継続計画の策定等(字句修正)

第23条 利用者の安全・介護サービスの質の確保等(条文追加)

第24条 その他運営に関する留意事項(条文修正・条項追加)